

IFRS 10Minutes

Vol. 6
2010年4月

PricewaterhouseCoopersが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

ASBJ 2011年までの プロジェクト計画表を 更新

- 2009年9月以来の更新(年1回の更新から適宜更新へ)
- IASBのWork Planを考慮し、2011年上期での公開草案作成がターゲット

更新された計画表の骨子

	プロジェクト計画表(2010年4月版)	IASB/FASBの動向
既存の差異に関連するプロジェクト項目		
企業結合(フェーズ2)(のれんの償却等)	2010年4~9月にED、同10~12月にFinal公表	—
財務諸表の表示(包括利益)	2010年4~6月にFinal公表	—
無形資産	2010年4~9月にED、同10~12月にFinal公表	—
IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目		
(1)連結の範囲	2011年上期にED、同下期にFinal公表	2010年10~12月にFinal公表
(2)財務諸表の表示(フェーズB関連)	2010年10~12月にDP、2011年上期にED公表	2010年第2四半期にED公表
(3)収益認識	2010年10~12月にDP、2011年上期にED公表	2010年第2四半期にED公表
(4)負債と資本の区分	2010年10~12月にDP公表	2010年第2四半期にED公表
(5)金融商品(分類と測定)(減損)(ヘッジ会計)	2010年に各種DP、2011年上期にED公表	2010年に各種ED、Final公表
(6)公正価値測定・開示	2010年4~6月にED、同10~12月にFinal公表	2010年第3四半期にFinal公表
(7)退職給付	ステップ1:2010年10~12月にFinal公表 ステップ2:2011年上期にDP、同下期にED公表	ステップ2:2011年第1四半期にFinal公表
(8)リース	2010年7~9月にDP、2011年上期にED公表	2010年第2四半期にED公表
(9)認識の中止	2010年7~12月にDP、2011年上期にED公表	2010年第2~3四半期に再ED公表
IASB/FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目		
1株当たり利益、引当金、排出権、保険	2010年4~9月 2011年	1株当たり利益 Final 引当金 DP/ED 排出権 DP 2010年 引当金は第2四半期 Final 排出権は第4四半期 ED 保険は第2四半期 ED

(DP: ディスカッションペーパー ED: 公開草案 Final: 会計基準/適用指針等)

ハイライト

- SEC、コンバージェンス、グローバル会計基準の支持の声明を発表
- 韓国でのIFRS適用の事例
- 財務諸表の表示を巡る動向
- IFRSに基づくプロジェクト
— 勘定科目に関する検討
- コラム
— 報告企業概念に関する公開草案
— 金融庁、四半期連結財務諸表の開示例公表
— インドで段階的IFRS適用のロードマップ公表
— その他

What's New

発行日	発行主体	発行物
2/4	IASC財団	理事2名を任命
2/8	インド	段階的IFRS適用ロードマップを公表【ページ 8】
2/15-19	IASB / FASB	会議: ボードミーティング February 2010
2/15	IASB	IASBとIASCFがガバナンス強化のために定款変更を公表
2/18	アナリスト協会	IFRSに関するアンケート結果を公表
2/19	IASB	基準草案: IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を置き換える基準草案を公表【ページ 8】
2/24	SEC	SECがコンバージェンス及びグローバル会計基準への支持を表明する声明を公表【ページ 1】
2/25	商工会議所他	「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置【ページ 8】
2/26	PwC	2/24のSEC声明を支持するプレスリリースを公表【ページ 1】
3/1	金融庁	公開草案: IFRS早期適用に伴い、EDINET概要書等の一部改正(案)を公表
3/3	金融庁	指定国際会計基準の一部改正(案)に対するパブリック・コメントの結果を公表
3/3	IASB / FASB	会議: IASB / FASB Meeting
3/4-5	IFRIC	会議: IFRIC meeting
3/10	金融庁	改訂: 指定国際会計基準の一部改正
3/11	IASB / FASB	公開草案: IASBとFASBが報告企業概念に関する公開草案を公表【ページ 8】
3/11	IASB / FASB	会議: IASB / FASB meeting
3/15-24	IASB / FASB	会議: ボードミーティング March 2010
4/6	IASB	採収活動(Extractive activities)に関するディスカッション・ペーパーを公表
4/12	ASBJ	プロジェクト計画表を更新【表紙】
4/14	金融庁	国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例を公表【ページ 8】
4/14	IASB / FASB	コンバージェンスに向けた継続的な協力を示す四半期報告書を公表

米国SEC コンバージェンス、 グローバル会計基準 支持の声明を発表

2010年2月24日、SECは、グローバルな会計基準の検討をアップデートする声明を公表しました。この声明では、IFRSと米国会計基準とのコンバージェンスへの継続的な支援及び米国企業の財務報告制度にIFRSを組み込むことをSECが引き続き検討することが示唆されています。

SECの声明の概要

- 当該声明には以下の内容が含まれています。
 - 2011年までに取り組む必要のある事項に関する詳細
 - IFRSを米国公開企業の財務報告システムに組み込むかどうか、また、組み込み方について、2011年に決定する予定であること
 - 全ての決定事項は、投資家および米国資本市場の最大の利益に基づくことを強調
 - 進行中のIASBとFASBのコンバージェンス・プロジェクトを完了すべきことを強調

- IFRSの使用による影響を分析するために、SEC職員が実行すべき作業計画(Work Plan)の詳細
- 2010年10月より、作業計画(Work Plan)の経過報告を公表する予定であること

SECによるIFRS作業計画の目標

- IFRSを米国企業の財務報告システムに更に組み込むことについての決定を、SECが2011年に実施できるようにする。
- IFRSが米国財務報告に組み込まれた場合、FASBの適切で継続的な役割の性質について分析する。
- IFRS移行の範囲およびタイムラインを決定する。
- 秩序立てた、高品質な移行のために十分な時間を設ける。
- 早期適用の容認の可能性を含め、IFRSの任意適用を検討する。

SECの声明に基づく今後のタイムラインの予想

SECが、IFRSを米国財務報告システムに組み込む旨を2011年に決定した場合、予想されるタイムラインは下記のように考えられます。



* 最も早い2015年もしくは2016年の早期適用を想定すると、段階適用の可能性あり

IFRS適用の事例 (韓国)

韓国でのIFRS導入の背景

韓国では、2007年3月15日、IFRS適用に向けてのロードマップが公表されました。これにより、公開企業は2011年までにIFRSの適用が要求されるとともに2009年から早期適用が選択できます。

2010年1月、韓国金融監督院は2011年までにIFRSの適用が要求される1,925社を対象に適用時期や、準備状況についての調査を実施しました。調査結果は総じて前向きなものであり、回答企業の75.1%がすでにIFRS適用のプロセスを開始していました。また、いまだ適用の準備を開始していないと回答した企業の93.9%から、2010年上半期までに開始する予定との見解が示されました。

早期適用の実態

- IFRSの適用が要求される公開会社1,925社のうち計42社が早期適用を選択しました。(韓国金融監督院調べ)

2009年からの早期適用(14社)

KT&G(たばこ)、STX Panocean(海運)、Pulmuone Holdings(食品)、Eagon Industrial(工業製品)、Insun ENT(環境)、Dastek(電子製品・部品)、Themar Korea、Ecoenergy Holdings(クリーン/代替エネルギー)、Kukje Electric Korea(エレクトロニクス)、Cosmo Chemical(化学)、Yungjin(医薬品)、Displaytech(エレクトロニクス)、Cubic Korea(エレクトロニクス)、Rootiz(不動産)

2010年からの早期適用(28社)

LGグループ	LG、LGディコム、LG ディスプレイ、LG生命科学、LGハウス ホールドアンドヘルスケア、LGエレクトロニクス、LGイノテック、 LGパワーコム、LGテレコム、LG化学
サムスングループ	サムスン電子、サムスンSDI、サムスンイメージング、サムスン電機
その他	Nexcontech(エレクトロニクス)、Duoback Korea(家具)、 Sam-Kang M&T(造船)、Sanbo(液晶ディスプレイ)、Enter- tech(エレクトロニクス)、UJU Electronics、Eugene Corporation(重機)、Feelux(エレクトロニクス)、KCP(データ ベース/インターネット情報)、Hankuk Electric Glass、Kofco (自動車部品/工業製品)、G2R Group(マーケティング、メ ディア)、SNH(ネットワークソリューション)、Lightron(エレクト ロニクス)

韓国でのIFRSの適用に対する期待

韓国企業は、以下のような観点から、IFRSの適用について、さまざまな期待を寄せていました。

グローバルスタンダードと比較可能性

- 韓国経済は輸出主導型であり、外国企業との良好な関係と評判の維持が極めて重要です。また、現在、韓国証券取引所で取引されている韓国企業株の32%は海外投資家が保有しています。
- このような状況の中、財務情報の基礎にIFRSが利用されることで、グローバル・マーケットにおいて韓国の財務情報が理解されなかったために生じてきた「コリアディスカウント」が払拭されることが強く期待されています。

システム、プロセス、マネジメント会計

- 韓国企業にとってIFRSの適用は、システム、プロセス、マネジメント会計といったビジネスを全体として改善するためのひとつの要因でした。
- 多くの企業は共通して、今日の不安定で予測不能な環境で生き残る唯一の方法は正確な財務情報を使って迅速な判断をすることだと考えています。
- これを実現するため、企業は原則主義のIFRSの適用を通じて企業内部および企業外部の財務報告を調整する多くの取り組みを行いました。また、意思決定に用いる最新の情報入手するため、ERPシステムを最先端の「シングル・インスタンス」にアップグレードすることが韓国企業における一般的なトレンドとなっています。

IFRS適用の事例 (韓国)(続き)

IFRS適用の結果

韓国企業がIFRSの適用を完了させるには、概ね6ヶ月から24ヶ月が要されたとされています。適用完了に要する期間は企業の複雑性や規模によって異なりましたが、例えば、国内外に子会社を100社以上有する大規模国際的企業では、IFRS適用の完了までに約24ヶ月を要しました。一方で、主要業務を国内で行い、子会社を数社有する程度の小規模企業の場合、IFRS適用の完了までの期間に約6ヶ月を要しました。

PwCが最近実施した調査によると、IFRS適用に関与した財務部門担当マネージャーは、IFRS適用にあたり以下の分野の対応が最も困難であったとの回答を寄せています。

原則主義の会計基準

- 韓国の会計基準では、規範的で多くの「明確なガイドライン」が提供されています。一方、IFRSでは、特定の取引に原則を適用し、会計処理を裏付ける合理的なロジックを構築することに重点を置いています。企業の担当者は、原則を適用する研修を受けてこなかったため、結果として、結論を得るのに困難を伴いました。

公正価値会計

- 公正価値会計への移行は大きな変化でした。企業は、評価手法に通じたり、鑑定専門家を利用しなければならず、これらは以前よりも時間やコストがかかる作業でした。

業務処理／実務慣行の相違

- 理論上、複数の子会社を有する企業は、事業体が異なる場合でも同じ取引に対しては同じ会計処理を適用しなければなりません。しかし実務では、同じ企業集団の異なる子会社が同じ取引に対して異なる会計処理を適用することがあります。その結果、企業は、財務諸表が修正再表示されることが回避されるよう注意を払いつつ、会計処理の相違を調整するための戦略プランを考案することに時間を費やしました。

韓国企業のIFRS適用による財務上の影響（単位：1000億ウォン）

	IFRS適用前			IFRS適用後			影響(%)		
	資産	負債	利益	資産	負債	利益	資産	負債	利益
サムスン電子	1,182	452	102	1,121	391	97	-5	-13.5	-4.6
サムスン電機	55.6	27.6	3.1	55.8	27.6	3.2	0.3	-0.2	2.1
サムスンSDI	73	21	2.1	72	20	2.4	-2.4	-2.1	12.4
サムスンイメージング	4	2	0.5	6	4	0.3	31.8	54.8	-33.9
LGエレクトロニクス	447	275	27	321	196	23	-28.2	-28.5	-15.8
LG化学	99	43	15.3	105	46	15.4	5.5	6.6	0.4
LGテレコム	40	19	3	40	20	2	0.5	3.9	-5.1
LGディスプレイ	195	93	10	197	96	11	0.8	3.7	3.1
LGハウスホールド アンドヘルスケア	11	5	1	10	5.1	1	-4.3	2.8	-25.9
LG生命科学	4	1.3	0.2	3	1.4	0.2	-14.6	6.5	-17.5

CFOや財務担当マネージャーに対する調査では、IFRSの適用から以下の2つの重要な教訓が得られたことが示されています。

IFRSに関する方針の決定に向けた統合アプローチ

- IFRSに関する方針の決定においては、税務、法務および業務方針に与える影響を考慮することが重要です。これは、しばしばIFRSの変更に伴い特定の契約や方針も変更される可能性があるためです。

単なる会計基準の変更ではないIFRSの適用の影響

- この調査では、IFRSへの移行は単に会計方針の変更でなく、ITシステム、企業理念および人材配置の変更、すなわち、企業全体での変更と考えることが重要であることが強調されています。

財務諸表の表示を巡る 動向

IASBでは、2001年より財務諸表の有用性を向上するための「財務諸表の表示」に関するプロジェクトを開始するとともに、2004年からはFASBとの共同プロジェクトとして、フェーズAからCの3つの段階を経たプロジェクトを進めています。

(フェーズA) (完了済み)	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表一式に関する計算書と比較対象期間についての決定等の検討 (2007年9月1日に改訂IAS1が公表され、2009年1月1日以降開始事業年度から適用)
(フェーズB)	<p><u>(IAS1とIAS7の改訂)</u></p> <p>財務諸表の表示項目の合算と分割、キャッシュ・フロー計算書の営業キャッシュ・フローの直接法と間接法の利用の検討など財務諸表の開示の根本的な項目の検討 (2008年10月にディスカッションペーパー「財務諸表の表示についての予備的見解」(以下DP)を公表後、2009年4月にコメントの募集を終了し、引き続きIASBとFASBの会議による検討が進行中)</p> <p><u>(その他包括利益の項目の開示)</u></p> <p>その他包括利益の重要性(特に金融商品と退職後給付に関連して)の増大に伴う、新しいその他包括利益の項目の提案</p> <p>単一の包括利益計算書のみを採用により、従来、選択可能であった2計算書方式(損益の構成要素を示す分離された損益計算書と、損益から開始してその他包括利益の構成要素を示す2番目の計算書としての包括利益計算書の併用)の廃止</p> <p><u>(非継続事業)</u></p> <p>非継続事業の定義と開示要件の検討 (2008年9月に公開草案公表後、再度公開草案を公表することを決定)</p>
(フェーズC)	<ul style="list-style-type: none"> 期中財務諸表の表示方法の検討

2008年10月のディスカッションペーパー公表後、IASBの月次会議の中で、様々な仮決定がされていますが、このうち2010年2月、3月の動向の主な点を列挙します(本記載は、仮決定の内容の一部の解説であり、今後、修正、変更がされる可能性があります)。

重要な資産・負債の変動要因の分析についての注記

- 2009年10月の月次会議では、全ての重要な資産と負債の表示項目の変動要因の分析を注記すること(当初のDPで提案されたキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の調整表に置き換わるもの)の仮決定がされましたが、この注記につき、より具体的な注記方法を明確化することが仮決定されました。
- 明確にされた主な論点
 - 注記の中で、その他の関連情報とともに変動要因の分析を表示できること
 - 当期の変動要因の分析に、比較対象年度である過年度の分析を含めること
 - 既存のIFRSの他の基準又は米国会計基準で要求されている特別な項目の調整表の内容の検討と注記の必要性
 - 変動要因分析において、項目別に分割した情報の提供をすること

新しい財務諸表における新たなサブカテゴリーの提案

- DPで議論されている「事業セクション」、「財務セクション」等の新しいカテゴリーに基づく財務諸表について、2009年12月のIASB、FASBの合同会議では、財政状態計算書と包括利益計算書の「事業セクション」内に「営業活動から生じる財務カテゴリー」を設けることを仮決定していましたが、2010年2月の合同会議では、このカテゴリーをサブカテゴリーとすることが仮決定されました。新しいサブカテゴリーでは、営業活動と財務活動に明確に区分できない項目に関するキャッシュ・フローが含まれることが想定されています(05ページ:新しく提案されている財務諸表のイメージ参照)。

財務諸表の表示を巡る 動向(続き)

(新しく提案されている財務諸表のイメージ)

財政状態計算書	包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書
事業セクション (Business)	事業セクション (Business)	事業セクション (Business)
営業カテゴリー	営業カテゴリー	営業カテゴリー (営業活動から生じる 財務サブカテゴリー関連は営業カテゴリーに 含まれる)
営業活動から生じる 財務サブカテゴリー	営業活動から生じる 財務サブカテゴリー	
投資カテゴリー	投資カテゴリー	投資カテゴリー
財務セクション (Financing)	財務セクション (Financing)	財務セクション (Financing)
負債及びその他	負債及びその他	負債及びその他
所有者持分		所有者持分
	複数カテゴリー取引の 影響	複数カテゴリー取引の 影響
法人所得税セクション	法人所得税セクション	法人所得税セクション
非継続事業セクション	非継続事業セクション (税引後)	非継続事業セクション
	その他の包括利益 セクション(税引後)	

その他の論点

- 比較対象年度の取り扱い
- IASBとFASBの財務諸表の表示に関する見解の相違点
 - 負債純額情報の注記、財政状態計算書の表示項目、セグメント別の開示の取り扱い等

経過措置と初度適用

- IASBとFASBは、今後、公表予定の財務諸表の表示に関する公開草案にて、全面的な遡及適用の提案を予定しています。
- 早期適用の可否は今後検討予定ですが、IASBは、初度適用企業が、新基準を早期適用できることを仮決定しました。
- IASBは、IFRS1「国際財務報告基準の初度適用」との関連で、IFRSを初度適用する企業に対して財務諸表の表示に関する公開草案についていかなる例外事項も免除事項も認めるべきではないとの見解を示しています。

今後の動向

IASBとFASBの財務諸表の表示に関するMOU項目のプロジェクトについて、IASBのWork Planによれば、当該財務諸表の表示に関する公開草案が2010年5月に公表予定、また、「非継続事業」、「その他包括利益項目の開示」に関する公開草案についても同時期に公表予定とされており、基準の公表までの2011年までのタイムラインが下のよう示されています。

(参考) 2010年3月3日付 IASB Work Planより

	2010年					2011
	4月	5月	6月	Q3	Q4	

財務諸表の表示に関するMOU項目のProject

非継続事業	ED			Final	
その他 包括利益	ED			Final	
IAS1と IAS7の改訂		ED		RT	Final

(ED)公開草案、(RT)ラウンドテーブルの開催、(Final)基準の最終化

IFRSプロジェクト 事例紹介

－ 勘定科目に関する 検討

前回取り上げた帳簿方式の検討(2月発行 10 Minutes Vol. 5参照)は、IFRS適用に関する個別論点でなく、決算業務全般に影響を与える論点でした。今回も前回と同様に決算業務全般に影響を与える論点の一つとして、勘定科目に関する検討を取り上げます。

IFRS導入における勘定科目の検討

IFRSを導入する際、勘定科目についてどのようなことを検討すべきなのでしょう。主として2つのことが考えられます。

まず、一つはIFRSの要求する会計処理を適切に実施するために必要な勘定科目の設定です。もう一つは、IFRS導入を契機に、業務効率化のために積極的な改革を実現しようとする会社で行われることが多い、勘定科目体系のグループ内統一のための検討です。前者はIFRSを導入する全ての企業が検討することになると考えられます。それに対し、後者は必ずしも全ての企業に求められるものではありません。しかし、IFRS導入を契機に経理業務周辺の様々な課題の解決に取り組むような会社においては後者も併せて検討することが効果的です。

IFRSの要求する会計処理を適切に実施するために必要な勘定科目

IFRSの要求する会計処理を適切に実施するための勘定科目として、「①新たな会計処理に対応するために用意する勘定科目」と「②従来の会計処理を踏襲するために用意する勘定科目」の大きく2つに分けることが考えられ、それぞれについて説明します。

① 新たな会計処理に対応するために用意する勘定科目

IFRSの要求により、従来とは異なる多くの会計処理を実施することが求められる可能性があります。その際、それらの会計処理に対応するため、適切に勘定科目を設定することが必要です(「IFRSの要求する会計処理に対応する勘定科目例」右図参照)。

このような会計処理について、既存の勘定科目を用いて実施したうえで財務諸表作成時点で組替を行うことにより対応することも可能です。しかし、他の会計処理においても使用する既存の勘定科目残高の中に組替対象の金額が混在してしまい、組替対象金額を抽出する作業が非効率となる可能性があります。したがって、このような会計処理については専用の勘定科目を新設(分割)することによって組替処理を効率化することが望ましいでしょう。

IFRSの要求する会計処理に対応する勘定科目例

求められる会計処理	対応する勘定科目(例)
開発費を資産計上する	無形資産(開発費)
有給休暇の未消化分を費用として認識する	有給休暇引当金
棚卸資産の低価評価損を洗替法により計上する	棚卸資産評価勘定

②従来の会計処理を踏襲するために用意する勘定科目

取引実態などを調査した結果として、該当する取引の金額の重要性が低いなどの理由により、IFRSが原則的に求める会計処理を適用しないことがあります。例えば、IFRSに従うと、「少額リースあるいは短期リース取引」についても「リース取引の判定を行う」ということが求められます。しかし、金額の重要性が低い会社においては通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた簡便的な処理が容認される可能性もあると考えられます。しかしながら、その場合であっても、IFRSに従って資産計上処理した場合の財務数値と、賃貸借(費用)処理した場合の財務数値の差異の金額の重要性が低いことを確認することが求められます。そこで、重要性の確認を効率的に行うため、対象となる費用を専用の勘定科目で処理して、集計の把握を可能とすることが考えられます。

もちろん、重要性の確認対象となる金額を把握するためであれば、勘定科目で区分しなくとも、別のコードやサブシステムのデータなどで把握しても構いません。しかし、このような重要性の確認は会計処理と同様にグループ内全社での実施が求められます。グループ内で统一的に把握すべき金額であるなら、その手段として勘定科目を用意し、会計処理方針と併せてグループ内で展開することがより合理的となるケースも考えられます。

勘定科目体系のグループ内統一

前述のように勘定科目は会計処理方針と密接な関係にあります。このため、多くの企業はグループ内各社の所在国の会計基準

IFRSプロジェクト 事例紹介

－ 勘定科目に関する 検討(続き)

に対応する、異なった勘定科目を使用して会計処理を実施してきました。このような状況においては勘定科目をグループ内で統一することは困難となります。

この点、IFRSを導入すると、グループ会社も親会社に報告することを目的としたIFRSに基づいた財務数値を作成することが求められます。その場合、グループ会社もIFRSで求められる会計処理を実施することになり、使用する勘定科目についてもIFRSで求められている会計処理に統一することが可能となります。

もちろん、グループ会社の所在国における法令等に対応するため、現地基準での財務諸表の作成を求められるケースもあります。しかし、その場合でも、日常の会計処理をIFRSに基づいて実施し、現地基準で求められる修正や組替を期末に実施するようにすることで対応するケースが多いようです。この方法においては、現地基準で求められる修正や組替のための最低限の勘定科目を各子会社で独自にカスタマイズすることになると、日常の会計処理に使用する勘定科目をグループ内で統一することができます。

では、会計処理をグループ内で統一するのに合わせて勘定科目についてもグループ内で統一することにはどのような意味があるのでしょうか。

まず第一に、IFRSに対応した会計処理をグループ内で統一的に運用することが容易となります。会計処理をグループ会社に指示する際にも統一的に運用している勘定科目の中からその会計処理で使用すべきものを指定することにより、微妙な解釈の違いなども生じにくくなります。これは、経理業務プロセスの標準化を目指す際にも効果的です。

また、連結決算の早期化を目指す場合、そもそもグループ会社が日常の会計処理をIFRSに基づいて実施することにするだけでも、親会社に提出する連結パッケージの作成の際、会計処理の差異に関する修正作業が不要となります。これに加えて勘定科目も統一化されていると、各社の勘定科目から連結パッケージ用勘定科目への組替も不要となり、さらなる早期化が可能となります。

さらに、グループ経営管理の観点から、そもそもグループ内の会計処理方針の統一により同じモノサシでグループ会社の業績を比較・評価できるようになります。これに加えて勘定科目も統一することにより、同じ切り口での比較・分析が可能になります。

IFRSプロジェクトにおける検討

勘定科目体系の統一化は、IFRS導入の先行事例ではどのように行われているのでしょうか。以下に実際の事例を見ていきます。

まず、A社の場合は勘定科目の細目に至るまでグループ内で共通の科目を用意することにしました。この会社では、グループ内の会社がほぼ同一の事業を営んでいるという事情もあり、グループ会社の財務数値を共通の切り口で比較、分析することが特に有効であったということが背景にあります。

次に、B社の場合は、全社統一の会計処理方針を規程として展開しており、規程における会計処理方針の記述に必要なレベルまでは勘定科目を統一することにしました。しかし、それ以上の勘定科目の細目までの統一は行いませんでした。会計処理方針を統一するに当たっては勘定科目の統一が望ましいのですが、グループ内各社で管理すべき項目が異なるため、勘定科目の細目まで統一するとかえって混乱が生じると考えたためです。特にこのB社ではグループ内の事業が多岐にわたり、かつ、M&Aにより新規にグループ傘下に入った会社や、親会社と異なる独自の事業を営んでいる会社が多いなどの特徴がありました。このような企業グループにおいては、連結ベースの財務数値を一様の切り口で分析するよりも、各社独自の切り口での分析を実施することが有効であると考えられるからです。

最後に、C社の場合はA社と同様に勘定科目の細目までをグループ内で統一することを目標に掲げています。しかし、従来、使い慣れた勘定科目からの変更は子会社にとって相当の負担となるため、子会社の重要性や経理要員の状況などを考慮の上、一部の会社のみ統一された勘定科目を使用して日常の会計処理を実施することにしました。それ以外の会社については日常の会計処理を現地基準で実施する前提で各社の従来の勘定科目を継続的に使用することにしました。そして、四半期末においてIFRSに基づいた数値への修正や組替を実施するようにしています。後者についても将来的には統一勘定科目を使用して日常の会計処理をIFRSに基づいて行うことを目指しており、最終的には勘定科目体系を全社で統一することを視野に入れているとのことでした。

これらの事例からも、勘定科目の統一をどのレベル、どの範囲で実施するかについて、グループ内各社の重要性や事業の多様性などを考慮して決定することが重要だと言えます。

IASB、FASB 報告企業の概念に関する公開草案公表

2010年3月11日、IASBとFASBが報告企業に関する公開草案を公表しました。当該草案の作成は、将来における会計基準の開発の基礎となる、共通の、かつ改善された概念フレームワークを策定するための共同プロジェクトの一環です。当該草案のコメントは7月16日まで受け付けられています。

金融庁 IFRSに基づく四半期連結財務諸表の開示例を公表

2010年4月14日、金融庁は、IFRSに基づく四半期連結財務諸表の開示例を公表しました。この開示例は、2009年12月11日に公布された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等に基づき、2010年6月30日に終了する第1四半期において、指定国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表を作成する場合における実務の参考として示されたものです。

したがって、当該開示例においても、2009年12月18日に同じく金融庁から公表された年度の連結財務諸表の開示例と同様に、利用に当たっての留意点が示されています。

非上場会社の会計基準に関する懇談会の設置

2010年2月25日、日本商工会議所、日本税理士会連合会、JICPA、日本経団連、ASBJが連携して、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置することを公表しました。

本懇談会は、本年1月22日付けでIFRS対応会議より、国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスに向けた作業等を通じて日本基準の国際化が進展する状況を踏まえ、非上場会社の会計基準のあり方について検討するため、関係者が一堂に会した懇談会を早急に設置すべきとの提言が示されたことを受けてのものであり、3月に第一回会合が実施されました。

インドで段階的IFRS適用ロードマップを公表

2010年1月11日、インドのMinistry of Corporate Affairsが、銀行及び保険会社を除く大規模インド企業に対して、IFRSに収斂されたインド会計基準を段階的に適用することを承認しました。当該ロードマップによると、上場会社と一定の規模以上の大会社について、2011年4月1日より開始する財務諸表より順次IFRSが適用されることが示されています。すなわち、上場市場や純資産額に応じて、2011年4月1日(フェーズ1)、2013年4月1日(フェーズ2)、2014年4月1日(フェーズ3)の3段階の適用時期が示されています。一方で、小規模な会社については、引き続き、現行の会計基準が適用されることが想定されています。

IASB、IAS37号を置き換える基準草案を作成

2010年2月19日、IASBは、IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を置き換える基準草案を作成しました。当該草案は、2005年公表の公開草案をもとに、その後のIASBが行った決定事項を勘案し、修正したものです(公開草案の詳細は、2月発行 10 Minutes Vol. 5で解説)。なお、コメントの募集期間は、2010年5月までに延長されています。

IFRS用XBRLタクソノミ日本語版

IFRS用XBRLタクソノミ(2009年版)について、日本語への翻訳が完了し、国際会計基準委員会財団(IASCF)のホームページにおいて掲載されています。

How PwC can help

PwCがお手伝い できること

1. 研修サービス

IFRSの規定の解説に加え、業種特有の論点や欧州での適用事例などを豊富に取り上げた研修会を実施いたします。また、貴社固有の論点についてのディスカッションも行います。

2. 予備調査・コンバージョン支援サービス

(1) IFRSクイックレビュー

企業がIFRS適用にあたって解決すべき課題を6つの観点（業務プロセス、システム、組織、内部統制、教育制度、管理会計）から整理し、これらの課題について、解決の方向性とコストの概算等を提示します。

本格的な予備調査を実施せず、簡易的にIFRS適用の影響を把握したい会社へのサービスです。

(2) 予備調査

IFRSの適用を検討するために必要な調査を行います。財務数値への影響のみならず、業務プロセスやシステム、事業計画などIFRS適用がもたらす影響の概要を把握し、IFRS適用までの実行計画案を策定します。

(3) IFRSコンバージョン支援サービス

IFRSの適用プロセスをいくつかのサブフェーズに区切り、IFRS適用後の会計処理方針策定、グループ会計マニュアル作成、必要な業務プロセス改革、システム改修／構築等、貴社のIFRS適用を全面的に支援します。

3. 会計基準適用アドバイザー・サービス

新会計基準の適用方法や新規取引、特定案件への会計基準の適用について技術的支援を行います。IFRS適用前においては、IFRS導入を見据えたアドバイスを提供します。

4. 財務報告プロセス改善支援サービス

グループ会計マニュアルの作成・導入や決算早期化、決算プロセス効率化・標準化など、グループレベルでの財務報告体制の改善について、J-SOX対応を図りつつ支援します。

5. 業務プロセス改善支援サービス

IFRS適用により影響を受ける広範なシステム・業務プロセスについて、IFRS適用の実現を図る取組を支援します。また、IFRS適用を好機に行うさまざまな業務改革についても全面的に支援します。

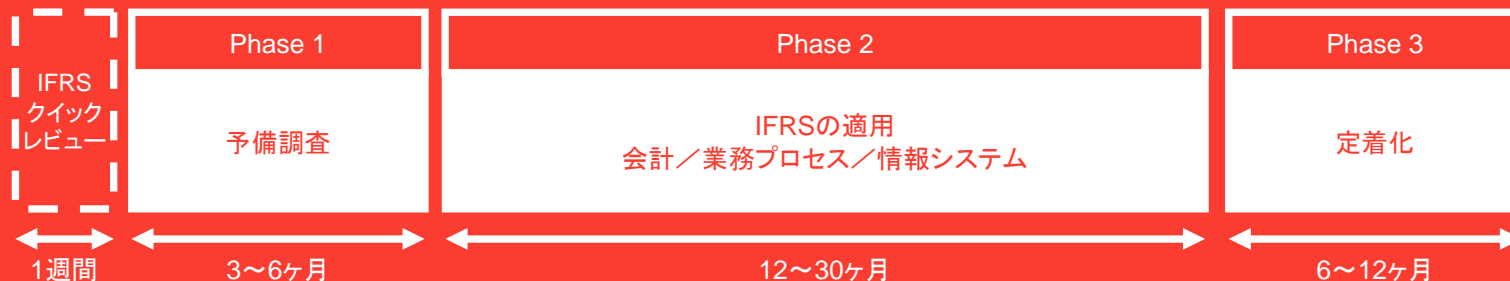
6. 連結システム・会計システム等導入支援サービス

IFRS適用後の業務を効率的に運用するために必要な連結システム・会計システム及び様々な業務システムの導入を構想立案・要件定義から実際の導入運用までを全面的に支援します。

7. IASBの動向についての情報提供サービス

IASBの公表するディスカッションペーパー、公開草案等の情報およびその解説をいち早く提供します。

PwCの3フェーズ・アプローチ



Contact us



あらた監査法人

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwcjp-ifs.com>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

電話: 03-3546-8192

E-mail: aarata.ifs@jp.pwc.com

責任者: 木内 仁志

担当: 秀嶋 沙弥